

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面)

2025 年 4 月 1 日

住友電気工業株式会社

2025年4月1日
大阪府中央区北浜四丁目5番33号
住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治



当社は、株式会社ブロードネットマックス（以下「消滅会社」といいます。）との間で締結した2024年9月26日付吸収合併契約に基づき、当社を存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行いました。会社法第801条第1項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第200条に定める当社の事後開示事項は下記の通りです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（規則第200条第1号）

2025年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過（規則第200条第2号）

（1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過

消滅会社は、当社の完全子会社であったことから、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求の手続の経過

消滅会社は、当社の完全子会社であったことから、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求の手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行していなかったことから、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述の手続の経過

消滅会社は、2025年2月3日付の官報及び同日付の電子公告にて、本件合併に対する異議申述に関する公告及び催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続の経過（規則第200条第3号）

（1）吸収合併をやめることの請求の手続の経過

本件合併は、簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求の手続の経過

当社は、2025年2月3日付の電子公告により、本件合併に係る公告を行いました。会社法第796条第3項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。なお、本件合併は、簡易合併であるため、反対株主からの株式買取請求につき、該当事項はありません。

（3）債権者の異議申述の手続の経過

当社は、2025年2月3日付の官報及び同日付の電子公告にて、本件合併に対する異議申述に関する公告及び催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

権者はおりませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（規則第 200 条第 4 号）
当社は、本件合併の効力発生日をもって、消滅会社からその資産、負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。
5. 吸収合併消滅会社が事前開示事項として備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録された事項（規則第 200 条第 5 号）
消滅会社の事前開示書面は別紙のとおりです。
6. 吸収合併に関する変更の登記をした日（規則第 200 条第 6 号）
2025 年 4 月 10 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項（規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び同法施行規則第 182 条に定める書面)

2025 年 2 月 3 日

株式会社ブロードネットマックス

2025年2月3日
東京都港区港南四丁目1番8号
株式会社ブロードネットマックス
代表取締役 菅野 貢



当社は、2024年9月26日付で、住友電気工業株式会社（以下「存続会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うこととしました。会社法第782条第1項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第182条に定める当社の事前開示事項は下記の通りです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）

吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項及びその参考となる事項（規則第182条第1項第1号及び第2号、同条第3項及び第4項）

当社は存続会社の完全子会社であることから、本件合併に際して株式その他の金銭等の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（規則第182条第1項第4号）

【存続会社についての事項】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社についての事項】

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
(規則第 182 条第 1 項第 5 号)

(1) 2024 年 3 月 31 日現在の存続会社単体の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 1,748,660 百万円及び 934,733 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っています。

また、本件合併により当社が存続会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額はそれぞれ約 1,367 百万円及び約 351 百万円と見込んでおり、本件合併により当社が存続会社に承継させる予定の資産の額及び負債の額が占める比率は小さく、存続会社の財務状況が本件合併より受ける影響は極めて軽微です。

(2) 本件合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、存続会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

(3) 以上により、本件効力発生日以後における存続会社の債務については、履行の見込みはあるものと判断しております。

以 上



吸収合併契約書

住友電気工業株式会社（以下「甲」という）と株式会社ブロードネットマックス（以下「乙」という）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に定めるところにより吸収合併（以下「本件合併」という）をする。

第2条（本件合併の当事者）

本件合併の吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次の各号に定めるところとする。

- ① 吸収合併存続会社：甲
商号：住友電気工業株式会社
住所：大阪市中央区北浜四丁目5番33号
- ② 吸収合併消滅会社：乙
商号：株式会社ブロードネットマックス
住所：東京都港区港南四丁目1番8号

第3条（効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2025年4月1日とする。但し、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（合併対価の割当て及び資本金等）

甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本件合併に際し、乙の株主に対し株式その他の金銭を交付しないものとする。従って、甲の資本金並びに資本準備金及び利益準備金は増加しないものとする。

第5条（合併契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件合併をする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件合併をする。

第6条（会社財産の管理）

乙は、本契約締結の日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲の同意を得た上で、これを行うものとする。

第7条 (条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本件合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条 (協議事項)

本契約に定める事項の他、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議し合意の上、これを定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2024年9月26日

大阪市中央区北浜四丁目5番33号

甲 : 住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 治



東京都港区港南四丁目1番8号

乙 : 株式会社ブロードネットマックス
代表取締役 菅野 貢



